

ペット防災の手引き

～災害時における地域避難所のペット受入れガイドライン～



地震や水害等の災害が発生し、家屋の倒壊や焼失、浸水などにより自宅などで生活できなくなった場合に、目黒区の地域避難所では、ペットを連れて避難する「同行避難」を受け入れることにしています。

同行避難の必要性と災害時のペット対策

東日本大震災など過去の災害では、飼い主と離れ離れになったペットが放浪動物になってしまった例が多数発生しました。

このことは、ペットの負傷や衰弱・死亡を招くばかりでなく、野生化した動物による人への危害発生や、不妊・去勢処置がされていない犬や猫が繁殖し、環境が悪化することにもつながります。

同行避難は飼い主である被災者の心のケアや動物愛護の観点から重要なだけでなく、人への危害防止、生活環境保全の面からも必要な措置です。

避難所において動物の適切な保護管理が行われることが、円滑な避難所運営につながります。

すべての被災者の方がともに災害を乗り越えられるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



※本ガイドラインでペットとは、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物を指します。

災害とペット

ペットとの同行避難の基本的な考え方

(1) 災害発生時、次のような場合

- 区の災害対策本部や消防、警察などの避難指示があったとき
- 家屋が倒壊するおそれがあるとき
- 隣近所で火災が発生し、延焼の危険があるとき
- 危険物の爆発や流出などのおそれがあるとき



ペットを連れて避難所等に避難します（同行避難）

(2) (1)のような差し迫った危険がなく、**ペットの安全と**

逃げ出さない措置が確保でき、飼い主が定期的な世話に通うことができる場合

※塀等で囲まれた敷地内であっても、放し飼いのままの避難はしないでください。



ペットは自宅で待機させましょう

避難所生活は、
ペットにもストレス。
家においてくるのも
大切な選択肢



地域避難所でのペットの生活と飼い主の役割

- (1) 地域避難所では、**人とペットは場所を分けて生活**します。
ペットの飼育スペースは、避難所運営協議会又は施設管理者（学校長等）が決めます。
- (2) 避難してきた**被災動物の受入れと避難所における飼育**は、避難所運営協議会等があらかじめルールを決めておき、それに従い**原則として飼い主が行います**。



避難所運営訓練で、

ペット同行避難訓練を行いましょう！

ペット同行避難訓練で、受付訓練、飼育場所の確認と設営、犬のケージ体験などを行ってみましょう。実際に飼育場所を設営し、犬が飼い主と離れて過ごす様子を見ておくことで、避難に向けてどのような準備が必要か確認できます。

●飼い主の方が行う日頃の備えと避難行動については、「**ペットとわたしの防災ハンドブック**」をご参照ください。

地域避難所の被災動物の受入準備から登録・収容まで

平常時に行う準備

飼育場所の決定と資材の準備

事前の準備と訓練
が大事です



①飼育場所を決める

②資材を準備する

③ペットの飼育ル
ールを決める

飼育場所設営のためのヒント！

- 町会・自治会や住区住民会議、学校が所有している**テント**や**タープ**等を使う。
- サッカーゴール**や**渡り廊下**などを**ブルーシート**で被って風雨を防げるようにし、飼育スペースにする。
- 台風等水害の場合**も考慮し、できるだけ建物内に飼育場所を確保することが好ましい。難しい場合は、屋外を中心しつつ、**屋内にも活用できるスペース**を探しておく。

ポイント

- *身近にあるものを活用
- *被災状況に応じて、臨機応変・柔軟な対応
- *動物の鳴き声や二オイ、人と動物の動線が交わることがないように配慮

災害が発生して、避難所が開設されたら

- 防災倉庫から「**ペット受入れセット**」を取り出し、その手順にそって準備を進めます。

飼育場所の設営と受付

設営や受付は、避難所の運営担当者
と飼い主が協力して行います

- ① 飼育場所の区画と表示
 - ・ 飼い主や運営関係者以外は **立入禁止**です。
- ② 飼育場所の組み立て
 - ・ 災害の**状況に応じて、臨機応変に対応**します。
台風等の風雨災害の場合は屋内に利用可能な場所を探しましょう。
- ③ 飼育スペースの区分
 - ・ 動物は、飼育場所の区域内で、**同一種類ごと**（犬の置き場、猫の置き場等）**に分けます**。
 - ・ ペットトイレ（フンやトイレシートを捨てる場所）も設けます。
- ④ 受付と収容
 - ・ 飼い主に、「**ペット所有者登録カード**」を書いてもらいます。
 - ・ 各避難所の「**地域避難所におけるペット飼育ルール**」を渡して了解を得てから、収容します。
※飼育ルールへの了解が得られない場合は、避難所へのペットの持込みはできません。

★**補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)**は、原則飼い主と一緒に生活します。
避難所内に一緒に過ごすことのできる場所を確保するよう配慮してください。

飼い主不明の放浪動物・傷病動物の一時保護

- ・ 飼い主がわからない動物（放浪動物・傷病動物）が避難所に連れて来られたときは、**地域避難所で一時保護**してください。
- ・ 保護された動物は、**区のペット保護所の準備ができ次第、区が引き取り**に行きます。それまでの間は、他のペットの飼い主やボランティアが協力して飼育をお願いいたします。



ペット飼育場所の管理と運営

地域避難所飼育班の立上げと責任者の選定

(1) ペット飼育班

ペットを連れて避難した飼い主は、「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、飼い主で組織する**飼育班を立ち上げ**、協力して動物の飼育及び施設の管理を行います。

(2) 動物飼育責任者の選定

- ・ 飼育班の中から**動物飼育責任者**を決めます。
動物飼育責任者は、**共同作業の進行管理、連絡調整等**を行います。
- ・ 「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、動物飼育責任者が中心となり、**飼い主等が共同でペット等の受入れ及び飼育に関わる作業**を行います。



動物飼育班のお仕事(主なもの)

(1) ペットの受入れ(帳票類の受付、保管)、引渡し(飼い主確認など)

(2) 飼育

- ・ **給餌及び後片付け**（飼い主が不明の動物の飼育も含みます）
- ・ 飼育場所の定期的な**清掃、消毒、安全確認等**
- ・ 健康状態の確認及び**異常がある場合**や死亡した時の**報告**
- ・ 運営に必要な**物品の管理**
- ・ その他、ペットの飼育に必要な事項

(3) 飼い主不明の動物等への対応

- ・ 災対動物対策班★への連絡、災対動物対策班への引き渡し など

(4) 災対動物対策班への報告・連絡

- ★災対動物対策班は、区の災害対策本部内の組織です。
放浪動物・傷病動物の保護やペット飼育場所の物品の調達等を行います。
区の生活衛生課が担当します。

